

1 活動名 公契約条例の先進地視察（多摩市）

2 視察の目的

(1) 本市における課題

公共事業の縮小と低価格受注競争の激化により、現場労働者の賃金労働条件が悪化し、若い建設技術者の人材不足となり、結果として、熟練労働者の枯渇など、厳しい状況になり、適正な入札や労働者の労働条件の改善が喫緊の課題となるなか、全国では、71の自治体で「公契約条例」がつくられてきました。

一方松本市は、平成27年1月に「松本市の契約に関する方針」を作成し、公契約条例ではなく、入札・契約制度の見直しにより対処するとしています。

しかし、議会の一般質問でも取り上げられている公契約条例について、その利点など検討する必要があります。

(2) 視察の必要性

平成23年に全国でも早い時期に公契約条例を制定した多摩市に伺い、成果や課題をお聞きすることにより、公契約条例の必要性について認識を深め、条例制定についての取り組みの参考にする。

(3) 視察項目

- ・多摩市公契約条例の内容
- ・条例制定の取り組み経過
- ・条例制定による成果と今後の課題

3 視察地選定理由

多摩市は平成22年12月議会で全会一致で公契約条例を可決、施行している。早い時期から実施している自治体であるため、具体的な事例を調査できるため。

4 視察結果

(1) 実施日 令和元年11月15日 午前10時～午前12時

(2) 会場 多摩市役所

(3) 出席者 2名 田口輝子、横内裕治

(4) 視察内容

- ・多摩市公契約条例の内容
- ・条例制定の取り組み経過
- ・条例制定による成果と今後の課題

(5) 成果・所感等

公契約条例は、過剰なダンピング競争を防ぎ、公正な競争機会を確保することで地元企業の安定した経営を支えるとともに、そこで働く労働者の適正な賃金と労働条件で生活も安定することで働く意欲も湧いてくる。それによって、地元企業や市民の安定した所得も確保することから市の税収も増える。「働く人たち・企業」「市民」「市役所」が一緒に豊かな地域づくりとして重要な取り組みと認識を深めることができました。本市も同様の趣旨で条例を実現したいと思います。

5 政務活動費

(1) 使途項目 調査旅費

(2) 支出額 世田谷区と同様